

国 総 公 第 1 6 4 号
令 和 4 年 2 月 1 0 日

別紙—1宛先人 宛

国 土 交 通 省 総 合 政 策 局
公 共 事 業 企 画 調 整 課 長
(公 印 省 略)

「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」の改正について

「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」は、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的として、2013年4月に認定制度を開始しました。

このたび、2021年3月に開催した「建設施工の地球温暖化対策検討分科会」における、審議結果を受け、以下について規程を改正します。

- ① 油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダの2030年基準値を新たに策定
- ② ホイールクレーンの最大吊り荷重区分を50t以上79t未満から50t以上150t未満に拡大
- ③ 規程に基づく届出書等の様式中で求められている押印を省略化

つきましては、燃費性能の優れた建設機械の普及を図るため、貴会傘下会員に対する周知をお願い致します。

(別紙-1)

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長

一般社団法人 日本建設業連合会会長

一般社団法人 全国クレーン建設業協会会長

一般社団法人 全国中小建設業協会会長

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会会長

一般社団法人 日本基礎建設協会会長

一般社団法人 林業機械化協会会長

一般社団法人 日本機械土工協会会長

一般社団法人 全国建設業協会会長

一般社団法人 日本建設機械工業会会長